

タンカーの消火主管の遮断弁の設置場所に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

タンカーの消火主管の遮断弁の設置場所に関する事項

改正理由

SOLAS 条約 II-2 章第 10.2.1.4.4 規則において、タンカーの消火主管には、船尾楼前方端部の保護された場所に遮断弁を取り付ける旨規定されているが、詳細な設置場所は明確に規定されていなかった。

IMO において、当該遮断弁の設置場所を具体的に規定すべく検討が行われた結果、2013 年 6 月に開催された第 92 回海上安全委員会 (MSC 92) において、当該遮断弁の設置場所を明確にする統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1456 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1456 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

タンカーの消火主管に取り付ける遮断弁の設置場所を具体的に規定した。